

宇陀市駅前交流施設シェアキッチン事業募集要項

1. はじめに

宇陀市の情報発信拠点である宇陀市榛原駅前交流施設厨房を短期間貸し出し、宇陀市で営業している飲食店を広く周知することを目的とした「シェアキッチン事業」を実施するにあたり、本事業を利用する飲食店事業者を募集します。なお、利用の形態としては、地方自治法（昭和22年法律第67条）第238条の4第2項第4号の規定に基づく「行政財産使用許可」として飲食店事業者に対し貸付を行います。

2. 募集内容

(1) 飲食店の条件

食堂、レストラン、軽食喫茶、カフェ、又はこれに類する飲食店（弁当屋、パン屋、ケーキ屋等の持ち帰り専用店舗も含む）

(2) 飲食物の条件

施設内で配膳を行わない持ち帰り専用のものであり、アルコール飲料を除くもの。

(3) 貸与物件

項目	内容
対象物件	宇陀市駅前交流施設「じゅうだテラス」
所在地	奈良県宇陀市榛原萩原2424番地
施設開館日時	年末年始（12月29日～1月3日）を除く、9時～17時
設備備品	貸与備品リストを参照
営業許可	宇陀市で取得済み
責任者	宇陀市職員を食品衛生責任者として選任する
来館者数（参考）	2,310名/月（季節により増減する可能性あり） ※令和5年8月の実績（令和5年8月5日施設オープン）
その他	館内 freeWi-Fi あり アルコールの提供不可 ロッカー、更衣室なし 施設レジは使用不可

(4) 利用（貸与）期間

1日間から7日間までの、本施設定休日を除く連続する日とします。また、利用時間については、施設開館時間内に限ります。（利用時間には準備、撤収、清掃等の全ての時間を含みます。）

(5) 使用料及び費用負担

① 行政財産使用料

施設利用にあたり、宇陀市行政財産使用料条例に基づき算出した行政財産使用料（2

97円/日)を市が発行する納付書により利用開始日前日までに納入するものとします。

行政財産使用料早見表

1日利用	297円	5日利用	1,485円
2日利用	594円	6日利用	1,782円
3日利用	891円	7日利用	2,079円
4日利用	1,188円		

② 費用負担

利用(貸与)期間における使用相当額の光熱水費(電気料金、水道料金、ガス料金)を負担してください。利用(貸与)期間終了後に納付書を発行しますので、発行日から起算して1か月以内に納入してください。各種費用の算出方法については別紙のとおりとします。

(6) その他

① 備品・食材等の持ち込み保管

市が貸与する設備備品以外の備品・食材の持ち込み及び保管については、市との協議の上、利用者の責任と費用により行うこと。

② 消費税及び地方消費税の取扱い

消費税及び地方消費税については、適切に取り扱うこと。

③ レジ袋有料化の取扱い

レジ袋については、プラスチック製レジ袋を有料化するなど適切に取り扱うこと。

④ シェアキッチン利用に関する事前説明

シェアキッチン事業の利用開始前に、宇陀市より施設利用に関する説明を受けること。

⑤ 市行催事との協力及び連携

宇陀市駅前交流施設「じゅうだテラス」にて行催事がある場合は、可能な限り協力及び連携すること。(例：行催事の時間に合わせた営業など)

⑥ 実績報告書の提出

シェアキッチン事業利用期間が満了した日から10日以内に、宇陀市榛原駅前交流施設シェアキッチン事業利用実績報告書(様式第4号)を市に提出すること。

⑦ 市との協議

シェアキッチン事業の運営にあたり疑義が生じた場合は、都度市と協議をおこなうこと。

3. シェアキッチン事業利用者の要件

シェアキッチン事業利用者は、市内で飲食店を営む団体若しくは個人であって、次に掲げる全ての要件を満たす者とします。

- (1) 宇陀市内で恒常的に飲食店を営んでいること。(休業及び廃業している飲食店は除く)

- (2) 飲食店営業許可又は喫茶店営業許可、菓子製造業許可のいずれかを取得していること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 宇陀市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- (6) 自己又は自己の団体役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

4. 応募方法

宇陀市駅前交流施設「じゅうだテラス」におけるシェアキッチン事業の応募方法は以下のとおりとします。

(1) 応募書類（各1部ずつ）

様式名	記載内容	提出の可否
利用申込書（様式1）		必須
誓約書（様式3）		必須
企画書	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食事業のコンセプト、事業概要、アピールポイント、メニュー・料金（案）、人員体制等を記載。 ・A4・3枚以内でおさめること 	必須
宇陀市内で恒常的に飲食店を営んでいることを証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食店のチラシなど 	必須
営業許可証又は製造業許可証の写し		必須
応募者概要資料	<ul style="list-style-type: none"> ・各種資格書類（食品衛生責任者、防火管理者、調理師免許など） 	任意

(2) 応募期間

利用する日の初日が属する月の前々月の1日から15日までの間とする。（必着）

(3) 提出方法

応募書類をメール又は、郵送にて次の提出先まで提出することとします。

(4) 提出先

宇陀市役所 農林商工部 観光課

〒633-0292 奈良県宇陀市榛原下井足17-3

Email: s-kankou@city.uda.lg.jp

(5) 募集の周知

宇陀市ホームページで随時周知します。

(6) 留意事項

①同一の応募者が1回の応募期間に応募できる利用期間は一期間のみとします。シェアキッチン事業利用申込者が異なっている場合であっても、同一の事業者であると判明した場合は、その事業者からの当該応募期間の応募は全て不受理とします。

②市長が必要と認める場合には、「4. 応募方法(2)」に関わらず募集を行うことができるものとします。(臨時募集)

5. 審査方法

(1) 審査方針

宇陀市駅前交流施設「じゅうだテラス」の運営内容などを考慮し、公平・公正に選定します。

(2) 書類選考

応募者多数の場合、応募書類による事前選考を行い、通過した事業者を利用者とします。

(3) くじ引きによる選定

利用を希望する日が重複した場合は、応募の締め切り日から起算して10日以内にくじ引きを行い決定します。なお、くじ引きにおいて順位を決したのち、利用のキャンセルが発生した場合には順位の上位のものから当該期間の利用に係る権利が移行していくものとします。

(4) 結果通知

利用の可否については、決定後「宇陀市榛原駅前交流施設シェアキッチン事業利用決定通知書」(様式第2号)により通知します。

6. その他

「宇陀市榛原駅前交流施設シェアキッチン事業実施要領」についても、内容を十分確認の上、遵守すること。